

開発事業、土取り等に係る公害防止対策指導指針

平成7年7月6日環境保全部長決裁

平成28年2月8日一部改定

平成30年4月20日一部改定

(目的)

第1条 この指導方針は、開発事業、土取り等に係る公害防止対策についての指導事項を定めることにより、これらの行為が原因となって発生する公害の未然防止を図り、もって市民の健康の保護、生活環境の保全に資することを目的としている。

(定義)

第2条 この指導指針において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 開発事業 札幌市宅地開発要綱（昭和48年7月1日制定）第2条の規定により定めた事業をいう。
- (2) 土取り等 主に土取り又は土捨てを目的として行う切土又は盛土をいう。
- (3) 施行者 開発事業、土取り等を施行する者をいう。
- (4) 開発区域 開発事業、土取り等を施行する区域をいう。

(工事に伴う公害の防止)

第3条 施行者は開発事業、土取り等の工事で発生する騒音、振動、粉じん等による公害問題の発生を防止するために、以下の点に留意すること。

- (1) 当該開発事業等により騒音、振動、粉じん等の影響が予想される開発区域等の周辺住民に対して、工事内容、工事期間、工程、作業時間、作業方法（使用する建設機械）等を事前に十分周知すること。また、周辺住民から直接苦情の申立てがあった場合は、施行業者の現場責任者が誠意をもって対応すること。
- (2) 建設機械による作業を行う時間は原則として別表の作業時間内とすること。
やむを得ず別表の作業時間外に当該作業を行う場合は、作業時間は極力短縮し、かつ周辺住民の理解を得ること。
なお、建設機械の機種選定については、可能なかぎり、低騒音型・低振動型の機種やタイヤ式機種を使用し、敷地内における機械の配置にも配慮すると共に、発生する騒音・振動を軽減させる工法を採用すること。また、工事現場及び周辺道路では建設機械の徐行の励行や、乱暴な操作、エンジンの空ぶかし及び不要なアイドリングの防止徹底を図ること。
- (3) 住宅等が近接する場所では、原則として仮設の塀を設置すること。
- (4) 施行にあたっては、粉じん公害の発生防止のために防じんネットの設置や散水車の使用、強風時には粉じんの発生しやすい作業をしないなど効果的な防止対策を講ずること。

(環境を悪化させるおそれのある建築物等の建設を伴う開発事業)

第4条 開発区域に騒音、振動、大気汚染、悪臭、水質汚濁等により環境を悪化させるおそれのある建築物等の建設を伴う開発事業にあつては、施行者は予定建築物等の位置、規模、施設等について、別途担当する係と協議、調整を行い、環境の悪化を防止するための対策を講ずること。

(飛行場の周辺等で行う開発事業)

第5条 札幌飛行場（丘珠空港）周辺、鉄道、幹線道路、及び高速道路沿いの区域において、住宅の建築を目的とする開発事業を行う場合で、交通騒音、交通振動等の影響を受ける恐れがあるときは、施行者は建物の配置や構造等による対策を講じるよう配慮すること。

(工場等に近接して行う開発事業)

第6条 既存の工場等に近接して住宅等の建築を目的とする開発事業を行う場合で、工場等からの騒音、振動、粉じん及び悪臭等の影響を受けるおそれがあるときは、施行者は必要な対策を講ずるよう配慮すること。

また、施行者は住宅等の販売時には周辺の状況等を周知すること。

(協議書)

第7条 開発事業に係る公害防止対策の協議を行おうとする者は、「開発事業、土取り等に係る公害防止対策協議書」（様式）を正副2部提出すること。

別表 建設機械等を使用する作業時間

開 発 区 域	平日	日・祝日
住居系地域	9時～17時	10時～17時
その他の地域	8時～18時	9時～17時

備 考

1 住居系地域とは、都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号で規定する第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域をいい、その他の地域とは、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域及び同法第7条第3項で規定する市街化調整区域をいう。

なお、上記の規定が適用されるまでの間は住居系地域とは第1種住居専用地域、第2種住居専用地域及び住居地域をいう。

2 日・祝日とは、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日をいう。平日とは、日・祝日以外の日をいう。